

議 案 第 18 号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和2年6月9日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の損害補償に係る補償基礎額を改定するとともに、民法の改正による法定利率の改定に合わせ、所要の改正を行うため。

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第1条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第2条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

「				「				」
	12,400	13,300	14,200		12,440	13,320	14,200	
	10,600	11,500	12,400		10,670	11,550	12,440	
	8,800	9,700	10,600		8,900	9,790	10,670	
								」

改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第

4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。